

規制影響分析書要旨

規制の名称	障害者自立支援法等における事業者等の指定要件の見直し	
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部企画課	
関係部局・課室		
評価実施時期	〇〇年〇〇月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>指定障害福祉サービス事業者等の指定の欠格事由として、労働基準法等の労働法規に違反して罰金刑に処せられている場合、労働保険料を滞納している場合等を追加することとします。</p> <p>また、児童福祉法における指定障害児通所支援事業者等の指定要件にも、労働法規違反に係る指定の欠格事由を追加することとします。</p>	
	(根拠条文)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第36条第3項、第38条第3項、第51条の19第2項、第52条の20第2項、第59条第3項 ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第2項、第24条の9第2項、第24条の28第2項
想定される代替案	報酬の引上げや交付金の交付によって、介護従事者の処遇改善を行い、介護人材の確保・離職の防止を行います。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<p>指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けようとする事業者等は、労働法規遵守に要する対応が追加で求められることとなりますが、従来においても法令遵守を含む業務管理体制の整備は行われており、この面の負担の増加は小さいものと考えられます。</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者等に規制をかけるわけではないので、新たに負担がかかることはありません。</p>
(行政費用)	<p>新たに指定申請の確認事項が増えることとなりますが、従来の申請の確認手続きの一つとして追加されるのみであり、大きな負担増加にはならないものと考えられます。</p>	<p>今般の平成24年度障害福祉サービス等報酬改定においては、賃金・物価の動向、事業所の経営実態、さらには国家財政を取り巻く状況等も踏まえ、これまでの賃金月額1.5万円相当分を維持するものとしたところです。</p> <p>仮に賃金月額1.5万円相当分以上に報酬の引上げを行うことになると、現行以上に費用が増加し、負担が増加します。</p>
(その他の社会的費用)	<p>指定障害福祉サービス事業者等による不正事案の発生が減少することにより、当該不正事案に対処するために必要な費用等の社会的経費に係る負担も減少します。</p>	<p>上記行政費用を補うために、広く国民全体に費用負担が生じることが考えられます。</p>
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案

(介護従事者への便益)	事業者等に対し、労働時間、割増賃金、就業規則等の労働法規を遵守させることができるようになることから、労働条件の基本的な枠組みが確立されることにより、介護従事者の労働環境が整い、離職の防止に寄与します。	報酬の引上げなどは、介護従事者の収入を改善するという面において直接的な効果をもたらすものであると考えられるため、労働条件の中でも特に賃金に関する条件を理由とする離職の防止には大きく寄与するものと考えられます。
(利用者への便益)	介護従事者の離職が減少することで、特定の介護従事者とのなじみの関係を構築することができるようになり、利用者は安心して、質の高いサービスを受けることができますようになります。	介護従事者の離職が減少することで、特定の介護従事者とのなじみの関係を構築することができるようになり、利用者は安心して、質の高いサービスを受けることができますようになります。
分析結果	<p>介護人材の確保を推進するにあたり、介護従事者の収入面を改善するために報酬引上げなどを実施することは、離職防止の面で直接的な効果をもたらすものと考えられますが、財政事情等を勘案すれば、財政支出の伴う報酬引上げなどに限定する代替案は必ずしも適正とは言えません。</p> <p>一方、規制案において想定される費用は、代替案における費用と比較して総じて軽微なもので済むと考えられる上、既に同様の規制が設けられている介護保険サービス事業の分野と比較しても過度な負担となるものではないことから、規制案の方が適正かつより現実的な手段であると考えられます。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>障害者自立支援法においては、これまで同じ福祉関係の法律である介護保険法の改正等を踏まえ、順次その必要性の検討を行った上で改正することとしており、今回の改正にあたり労働法規違反に係る指定の欠格事由を追加することについても、昨年成立した介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)による介護保険法の改正内容を踏まえて、同様に追加するものです。</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>附則第2条において、施行後3年を目途として検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずることとしています。</p>	
備考	<p>—</p>	